

## 高知医療センターナイトサポーター業務プロポーザル審査要領

高知医療センターナイトサポーター業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知医療センターナイトサポーター業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した事業者

### 2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「高知医療センターナイトサポーター業務プロポーザル審査基準表」のとおりとする。

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

#### (1) 日時、場所

日時：令和6年11月20日（水）（予定）

場所：高知医療センター2階会議室 やなせすぎ

#### (2) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は1者20分とし、その後質疑時間を30分程度設ける。

②順番は別途通知する。

※1参加者あたり5名までの出席とする。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と、次点者を決定する。なお、基準点は各審査員の平均で120点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。（参加者が1事業者のみであっても、同様とする。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の遂行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進む。20日以内（土・日・祝日を除く）に交渉が調わない場合は次点者に選定された者が、改めて委託者と交渉を行うこととする。